

那覇市公報

第1837号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 地縁による団体の告示事項の変更について（まちづくり協働推進課）…………… 737
- 電線共同溝整備道路の指定について（道路管理課）…………… 738
- 令和5年度市政功労者の表彰について（秘書広報課）…………… 740

◇ 公 告 ◇

- 開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 742
- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について（道路建設課）
…………… 743
- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について（道路建設課）
…………… 743
- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について（道路建設課）
…………… 744
- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について（道路建設課）
…………… 745
- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について（道路建設課）
…………… 745

◇ 上下水道局告示 ◇

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について…………… 746
- 那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 747
- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 748
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について…………… 748

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について……………	749
-----------------------------	-----

◇公平委員会規則◇

○那覇市公平委員会個人情報の保護に関する法律施行細則……………	750
---------------------------------	-----

◇公平委員会訓令◇

○那覇市公平委員会処務規程の一部を改正する訓令……………	752
------------------------------	-----

告 示

那覇市告示第 90 号

令和 5 年 5 月 1 日

掲 示 済

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体について、同条第11項の規定による告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 知念 寛

1 名 称 首里真和志町自治会

2 変更があった事項及び内容

代表者の氏名及び住所

(変更前) 氏名 宮里 和宏
住所(変更後) 氏名 稲福 達也
住所

那覇市告示第 111 号
令和 5 年 5 月 18 日
掲 示 済

電線共同溝整備道路の指定について

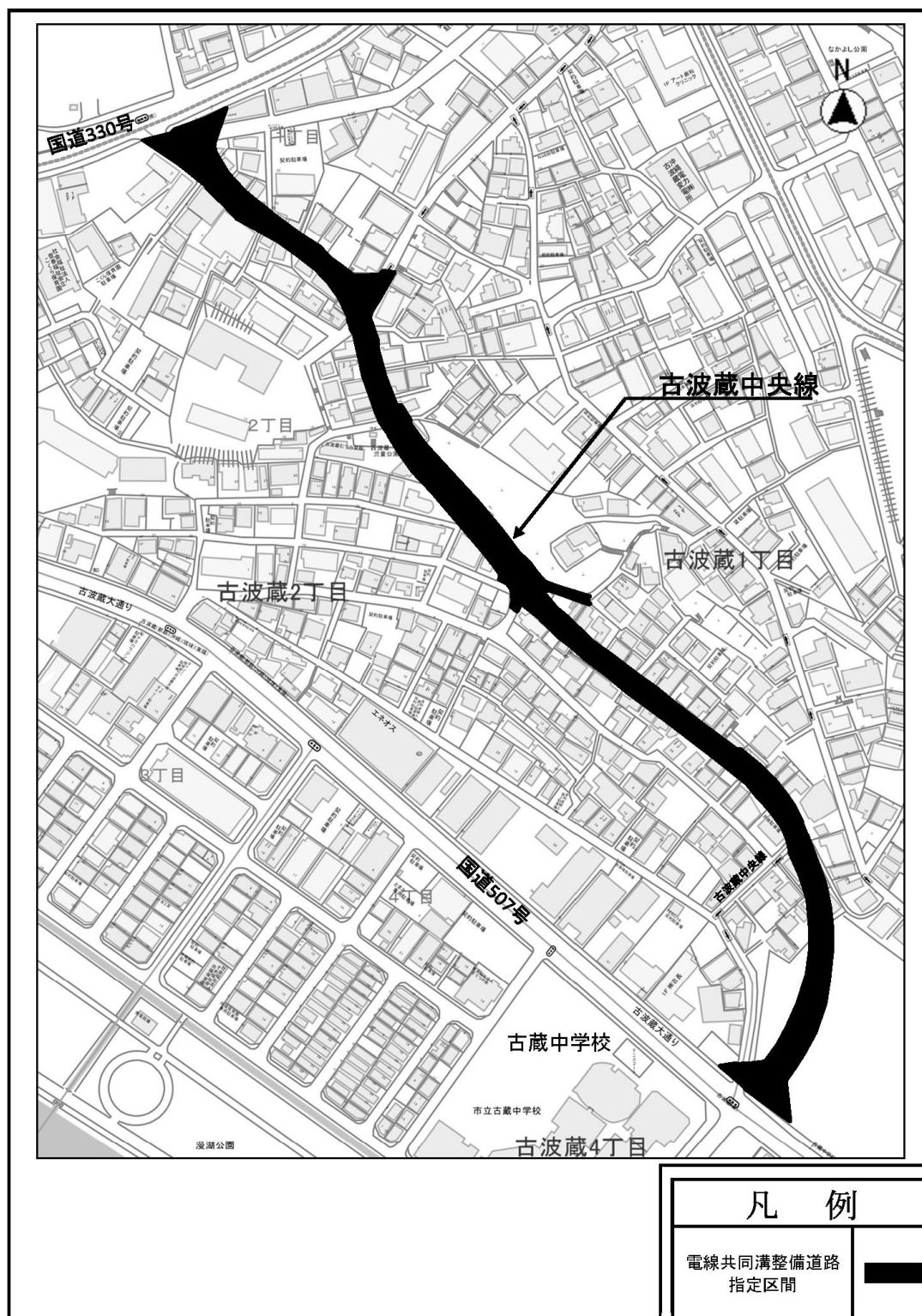
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年3月23日法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり電線共同溝を整備すべき道路として指定したので、同条第4項の規程に基づき告示する。

那覇市長 知念 寛

1. 電線共同溝整備指定路線

路 線 名	区 間	
古波蔵中央線	起点	古波蔵 1 丁目 258 番 1
	終点	古波蔵 1 丁目 112 番

電線共同溝整備道路の指定区間位置図(参考図①)



那覇市告示第 115 号
令和 5 年 5 月 20 日
掲 示 済

令和5年度市政功労者の表彰について

令和5年度那覇市政功労者の表彰について那覇市政功労者表彰条例第2条第1項の規定に基づき、次の者を那覇市政功労者として表彰したので、同条例第5条第2項の規定により公示する。

那覇市長 知念 寛

登録番号 488 号

氏 名 ^{しもじ} 下地 ^{としお} 敏男（73 歳）

功 績 概 要 平成21年8月より3期12年にわたり那覇市議会議員を務める。その間、予算決算常任委員会委員長、厚生経済常任委員会副委員長等の要職を務め、委員会においては、市民の健康福祉向上に関することなど多くの指摘、提言を行い、議会の立場から本市の発展に貢献。

登録番号 489 号

氏 名 ^{たかえす} 高江洲 ^{すえこ} 末子（76 歳）

功 績 概 要 長年にわたり民生委員児童委員を務め、その間、真和志第一民生委員児童委員協議会副会長、広報部部長等を歴任。長年民生委員児童委員として培った豊富な経験・知識を活かし後進への助言指導や地域住民へ民生委員児童委員活動の広報を行うなど、本市の地域福祉の向上に貢献。

登録番号 490 号

氏 名 ^{たから} 高良 ^{はじめ} 肇（82 歳）

功 績 概 要 昭和57年より31年の長きにわたり那覇市交通指導員を務め、スクールゾーンでの街頭指導、各種イベントでの交通安全の確保に尽力。また、長年にわたり那覇市青少年指導員を務め、学校や地域の活動にも精力的に励むなど、交通安全事業及び地域のまちづくりに貢献。

登録番号 491 号

氏 名 ^{ともよせ} 友寄 ^{よしたつ} 喜樹（78 歳）

功 績 概 要 昭和63年から30年間の長きにわたり学校歯科医を務め、ブラッシング指導等による児童の歯科疾患予防を行い、学校安全衛生面や児童の健康保持増進に尽力。また、1歳6ヵ月児歯科健診を担い、発達段階における離乳食の進め方、栄養・食生活指導を行うなど、母子歯科保健及び学校保健の向上に貢献。

登録番号 492 号

氏 名 ^{な どやま} 名渡山 ^{あつこ} 敦子（80 歳）

功 績 概 要 長年にわたり民生委員児童委員を務め、その間、那覇第一民生委員児童委員協議会副会長、那覇第三民生委員児童委員協議会副会長を歴任し、組織運営に尽力。また、那覇更生保護女性会、那覇市青少年健全育成市民会議の活動に取り組むなど、本市の地域福祉の推進及び青少年健全育成に貢献。

登録番号 493 号

氏 名 ^{ほかま} 外間 ^{とよこ} 豊子（78 歳）

功 績 概 要 長年にわたり民生委員児童委員を務め、その間、首里第一民生委員児童委員協議会副会長を13年余り務める。豊富な経験・知識を活かし後進への助言指導や組織運営等に尽力するとともに、那覇市地域包括支援センターの相談協力員を20年以上継続活動するなど、本市の地域福祉の向上に貢献。

登録番号 494 号

氏 名 ^{やましろ} 山城 ^{ゆうじ} 雄二（78 歳）

功 績 概 要 昭和63年の開業から、地域住民の健康増進、健康管理及び疾病予防に尽力。また、平成元年から34年間の長きにわたり那覇市立与儀小学校の学校医を務め、学校保健活動の推進や教職員との情報交換を密に行い、児童の健康管理、健康教育に力を注ぐなど、学校保健並びに地域医療に貢献。

公 告

那覇市公告第 84 号
令和 5 年 5 月 17 日
掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 知念 覚

- 1 開発協議同意年月日、番号及び指令番号
令和元年7月9日 第20－70－8号
那覇市指令ま建指 第1326号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市宇栄原四丁目577番 ほか28筆
Aエリア：第5工区
- 3 公共施設
なし
- 4 開発協議を受けた者の住所及び氏名
那覇市泉崎一丁目1番1号
那覇市長 知念 覚
- 5 検査済証番号
令和5年5月17日 那ま建指第29号
- 6 工事完了年月日
令和5年4月28日

那覇市公告第 91 号
令和 5 年 5 月 22 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 寛

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・17号労金線
 - 2 施行者の名称 沖縄県
 - 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - (2) 期間 令和5年5月22日～令和10年3月31日
-

那覇市公告第 94 号
令和 5 年 5 月 22 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 寛

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・50号仲井真・津嘉山線
 - 2 施行者の名称 沖縄県
 - 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - (2) 期間 令和5年5月22日～令和9年3月31日
-

那覇市公告第95号
令和5年5月22日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 寛

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・85号龍潭線（1工区）
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - (2) 期間 令和5年5月22日～令和9年3月31日

那覇市公告第 96 号
令和 5 年 5 月 22 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 3・4・85号龍潭線（2工区）
 - 2 施行者の名称 沖縄県
 - 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - （1）場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - （2）期間 令和5年5月22日～令和9年3月31日
-

那覇市公告第 97 号
令和 5 年 5 月 22 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・25号小禄名嘉地線及び3・5・2号赤嶺名嘉地線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - (2) 期間 令和5年5月22日～令和10年3月31日

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第5号
令和5年4月27日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第3号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者（事業の廃止）

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者
265	仲宗根設備	西原町字幸地224番地	仲宗根 誠

那覇市上下水道局告示第6号

令和5年4月28日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 197 号
指定工事店名	沖縄ガスリビング株式会社
営業所所在地	沖縄県那覇市西三丁目13番2号
代表者氏名	諸喜田 浩
有効期間	自 令和3年4月1日
	至 令和8年3月31日
異動年月日	令和5年4月25日
異動事由	代表者の変更

那覇市上下水道局告示第7号

令和5年5月9日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 556 号
指定工事店名	株式会社仲宗根設備
営業所所在地	沖縄県中頭郡西原町字幸地224番地
代表者氏名	仲宗根 誠
有効期間	自 令和5年4月26日
	至 令和10年3月31日

那覇市上下水道局告示第8号

令和5年5月12日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第1号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者 新規指定

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
518	株式会社 結空調設備	浦添市仲西 1-15-13 又吉アパート 201 号	新垣 隆輝	令和 5 年 4 月 7 日
519	株式会社 琉球エンジニア	浦添市屋富祖 3-33-2	宇久村 栄	令和 5 年 4 月 17 日
520	株式会社 美喜設備	鹿児島市田上 8-16-15	松ヶ迫 健司	令和 5 年 4 月 17 日
521	株式会社 浦崎設備工業	那覇市古波蔵 1-3 1-5 3 0 2 ソーワピア古蔵台	浦崎 直光	令和 5 年 4 月 17 日
522	株式会社仲宗根設備	西原町字幸地 224 番地	仲宗根 誠	令和 5 年 4 月 27 日

那覇市上下水道局告示第 9 号

令和 5 年 5 月 17 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 557 号
指定工事店名	エンジニア NATSU
営業所所在地	中頭郡西原町字幸地644－1
代表者氏名	比嘉 秀国
有効期間	自 令和 5 年 5 月 10 日
	至 令和 10 年 3 月 31 日

公平委員会規則

那覇市公平委員会規則第1号

令和5年5月1日

公 布 済

那覇市公平委員会個人情報の保護に関する法律施行細則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 阿波連 光

那覇市公平委員会個人情報の保護に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年那覇市条例第5号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（法の施行）

第2条 法の施行については、次条その他別に定めるもののほか、那覇市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年那覇市規則第10号）の例による。

（事務の委任）

第3条 那覇市公平委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。

- （1） 法第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項の規定による請求の受付及び受理に関する事務 総務部法制契約課の個人情報保護担当職員
- （2） 法第82条第1項及び第2項、第93条第1項及び第2項並びに第101条第1項及び第2項の規定による決定についての審査請求の受付及び受理に関する事務 総務部法制契約課の審査請求担当職員
- （3） 法第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項の規定による請求に係る不作為についての審査請求の受付及び受理に関する事務 総務部法制契約課の審査請求担当職員

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（那覇市個人情報保護条例施行規則の廃止）
- 2 那覇市個人情報保護条例施行規則（平成4年公平委員会規則第1号）は、廃止する。

公平委員会訓令

那覇市公平委員会訓令第1号

令和5年5月1日

公 布 済

那覇市公平委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市公平委員会委員長 阿波連 光

那覇市公平委員会処務規程の一部を改正する訓令

那覇市公平委員会処務規程(昭和49年那覇市公平委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(専決事項) 第4条 事務長は、次に掲げる事項について専決することができる。 (1)～(3) 〔略〕 (4) <u>那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)</u> に基づく保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に係る諾否の決定及び当該決定の期間延長に関すること。 (5)～(7) 〔略〕	(専決事項) 第4条 〔略〕 (1)～(3) 〔略〕 (4) <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u> に基づく保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に係る諾否の決定及び当該決定の期間延長に関すること。 (5)～(7) 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、令和5年5月1日から施行する。

